

主な内容

- 有料駐輪場マップ 2・3
- 困ります! 自転車置きざり 知らんぷり 4

発行/松戸市
 編集/街づくり部 交通政策課
 〒271-0072 松戸市竹ヶ花136-2
 ☎047-366-7439 ㊚047-704-4590
 ✉mckoutsu@city.matsudo.chiba.jp
 URL http://www.city.matsudo.chiba.jp/



平成
30
年度

有料駐輪場の定期利用者を募集します

申し込み期間 1月20日(土)~2月9日(金)



現在定期利用している方・待機している方も、3月末日で利用(待機)期間が満了となるため、新たに申し込みが必要になります。

平成30年度からの変更点

総排気量50cc超125cc以下の普通自動二輪車につきまして、随時募集(平成30年3月15日以降)より、一部の駐輪場にて受け入れを開始します。

随時募集(平成30年3月15日以降)における申請書の受付締め切りを、毎月、利用する月の前月20日に統一します。



自転車は駐輪場に止めましょう(松戸駅西口第5駐輪場)

申請できる人 (一人1駅につき1申請できます)

- 防犯登録を受けた自転車を所有している方
- 総排気量50cc以下の原動機付自転車を所有している方
- 総排気量50cc超125cc以下の普通自動二輪車(以下「対象普通自動二輪車」とします)を所有している方
- ※平成30年度の随時募集(3月15日以降)より、原動機付自転車を受け入れている一部の駐輪場(2・3面の有料駐輪場マップ参照)にて対象普通自動二輪車の受け入れを開始します(平成30年度の当初募集ではお申し込みいただけません)。
- ※市外在住の方もお申し込みいただけます。

当初募集

【申し込み要領】

- ◆駐輪場の所在地
2・3面の有料駐輪場マップをご覧ください。
- ◆駐輪場使用料
定期使用料は、下表のとおりです。
- ◆駐輪場利用時間
一部の地下式駐輪場を除き、24時間利用できます。
- ◆管理時間
有人管理は7時~19時30分です。それ以外の時間は無人管理となります。
- ◆申請書・パンフレットの配布場所
各駐輪場の管理棟で配布します。
- ◆申し込み方法
必ずパンフレットをご一読いただき、申請書に必要事項を記入の上、指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟に設置してある申請書回収ボックスに投函してください。
郵送の場合は、2月9日(金)[消印有効]までに、〒271-8588松戸市役所交通政策課へ。
また、当初募集はインターネットによる申請も可能です。詳細は市のホームページをご覧ください。



【申し込み後の流れ】

- ◆公開抽選
申請者数が駐輪場の定数を超えた場合や駐車位置については、2月21日(水)に松戸市役所竹ヶ花別館(松戸市竹ヶ花136-2クミアイ第2ビル1階会議室)にて公開抽選(コンピュータによる無作為抽選)を行います。なお、公開抽選の見学は事前予約不要です。
- ◆結果の通知
抽選に漏れた方には、3月2日(金)に待機順位を記載した「結果通知ハガキ」を郵便発送します。
利用決定者には、3月9日(金)に「結果通知書」と「定期使用カード」を郵便発送します。
- ◆使用料の納付
3月20日(火)~3月31日(土)の間に、指定駐輪場(2・3面の★印)の定期使用券売機に定期使用カードを通して、定期使用シールを購入してください。なお、定期使用券売機の稼働時間は毎日7時~19時30分(年末年始を除く)です。
※期間内に定期使用シールを購入されなかった場合、駐輪場の利用資格を失いますのでご注意ください。

随時募集

3月15日(木)から指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟にて、随時申請を受け付けます。

希望する駐輪場の空きの有無にかかわらず、先着順に受け付け、約1週間程度(月末・月初の受付の場合は2~3週間程度)で結果通知書を郵便発送します。なお、駐輪場に空きが無い場合は待機者となります。

●駐輪場に空きがある場合

結果通知書が届きましたら、指定駐輪場(2・3面の★印)の管理棟にて定期使用カードの交付を受け、備え付けの定期使用券売機で通知日が属する月の末日までに定期使用シールを購入してください。

●駐輪場に空きがない場合

待機順位が記載された結果通知書を郵便発送します。その後空きが生じ、待機順位が繰り上がった場合は、再度結果通知書にてお知らせします。

なお、待機中に他の駐輪場に再度申請することもできますが、その場合は、待機は取り消されます。

一時使用

「一時使用コーナー」を設けた駐輪場もあります(2・3面に記載)。定期使用の待機中や、買い物、お出掛け等の際にご利用ください。

◆一時使用取り扱い時間

毎日7時~19時30分(年末年始を除く)です。なお、事前に回数券をご購入いただくことで一時使用取り扱い時間外にもご利用いただけます。

◆注意事項

一時使用は、1日1回当日限りでご利用いただけます。延長して駐輪する場合は、必ず利用している駐輪場の管理棟へご連絡ください。連絡が無い場合は、保管所へ移送し、返還の際に移送保管料をお支払いいただけます。

また、満車の場合は安全のため、利用をお断りすることがあります。回数券でご利用いただく場合も、優先的に駐輪できるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

駐輪場使用料(税込)

1 定期使用(月額)

区分	最寄りの駅からの距離が200メートル以内の駐輪場		最寄りの駅からの距離が200メートルを超える駐輪場		
	屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし	
自転車	一般	1,540円	1,020円	1,230円	820円
	高校生以下	1,020円	720円	820円	510円
原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)		2,260円	1,740円	1,850円	1,440円

2 一時使用(1日1回当日限り)

自転車	100円	延長して駐輪する場合は、必ず駐輪場の管理棟へご連絡ください
原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	150円	

3 一時使用(回数券) ※払い戻しはできません

自転車	100円券 11枚つづり	1,000円
原動機付自転車(50cc以下) 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	150円券 11枚つづり	1,500円

有料駐輪場マップ

指定駐輪場(定期使用券売機設置)は、駐輪場名欄に★印が付いています

■ 自転車の放置禁止区域

(※)以下4ヶ所の駐輪場は対象普通自動二輪車の受け入れはできません。

- ・北松戸駅東口第1
- ・新松戸駅西口第1
- ・北松戸駅東口第2
- ・北小金駅北口高架下

矢切駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	矢切駅 第1 ★	220	27	25	3
②	第2	202		20	
③	第3	185			

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	常盤平 しょうぶ公園	無料	(申請書不要)		
②	常盤平駅 北口 第1	310	35		
③	北口 第2	80	60		
④	北口 第3 ★	790		200	8

東松戸駅

市営駐輪場はありません。民営駐輪場をご利用ください。

上本郷駅

市営駐輪場はありません。民営駐輪場をご利用ください。

秋山駅

市営駐輪場はありません。民営駐輪場をご利用ください。

常盤平駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	常盤平 しょうぶ公園	無料	(申請書不要)		
②	常盤平駅 北口 第1	310	35		
③	北口 第2	80	60		
④	北口 第3 ★	790		200	8

五香駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	五香駅 東口第2	445	355	95	10
②	東口第3 ★	816		100	
③	東口第4	352			
④	西口第2	420		92	

元山駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	元山駅 北口 第1 臨時	無料	(申請書不要)		

六実駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	六実駅 第1	1,021			
②	第2 ★	392	269	48	14

松戸新田駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	松戸新田駅 北口 第1 ★	249	10	20	5

みのり台駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	穂台駅 南口 第1 ★	475	27	100	15

八柱駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	八柱駅 南口 第1 ★	850	45	120	
②	南口 第2	364			
③	北口 第1	116		8	
④	北口 第2 ★		127	46	11
⑤	北口 第3	450	110		

北小金駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	北小金駅 南口 第1 ★	900	329	335	
②	南口 第2		80	50	
③	南口 第4		無料	(申請書不要)	
④	南口高架下	208			
⑤	北口 第1	348			
⑥	北口 第2 ★	430		190	13
⑦	北口 第3		無料	(申請書不要)	
⑧	北口高架下		88(※)		
⑨	北口参道第1	840			

小金城趾駅

市営駐輪場はありません。民営駐輪場をご利用ください。

新松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	新松戸駅 東口 第1	490	30	100	10
②	西口 第1	440	50(※)	80	30(※)
③	西口 第2		一時使用専用(申請書不要)	100	
④	西口 第3	270			
⑤	西口 第4	230			
⑥	西口 第5	160			
⑦	西口 第7 ★		一時使用専用(申請書不要)	50	
⑧	西口 第8		一時使用専用(申請書不要)	400	
⑨	南口 西口高架下第1	570		50	
⑩	西口高架下第2	1,200	50	120	10
⑪	西口高架下第3	700	10	20	5
⑫	西口高架下第4		無料	(申請書不要)	

松戸駅

⑤ 松戸駅西口高架下(屋根あり)は改修工事中のため、4月の自転車の使用台数(335)を制限させていただきます。

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	松戸駅 東口 ★	1,150		131	
②	東口高架下	345	185	30	15
③	東口相模台		一時使用専用(申請書不要)	200	
④	西口公園下 ★	2,000		141	
⑤	西口高架下	75	180		20
⑥	西口 第2	60			
⑦	西口 第3		一時使用専用(申請書不要)	250	
⑧	西口 第4	35	25		
⑨	西口 第5	350			
⑩	西口宮前		無料	(申請書不要)	
⑪	西口宮田		無料	(申請書不要)	

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	松戸駅 東口 ★	1,150		131	
②	東口高架下	345	185	30	15
③	東口相模台		一時使用専用(申請書不要)	200	
④	西口公園下 ★	2,000		141	
⑤	西口高架下	75	180		20
⑥	西口 第2	60			
⑦	西口 第3		一時使用専用(申請書不要)	250	
⑧	西口 第4	35	25		
⑨	西口 第5	350			
⑩	西口宮前		無料	(申請書不要)	
⑪	西口宮田		無料	(申請書不要)	

北松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	北松戸駅 東口 第1	205	114(※)		
②	東口 第2 ★	255		90	14(※)
③	西口 ★	1,755	60	100	19

馬橋駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付・普二	自転車	原付・普二
①	馬橋駅 東口高架下 ★	146	454	115	98
②	西口 ★	420	38	34	11
③	西口高架下	1,120		20	20
④	西口高架下		無料	(申請書不要)	

困ります! 自転車置きざり 知らんぷり

放置自転車の撤去 Q & A

Q 放置自転車ってなに?

A 放置自転車とは、道路等公共の場所に置かれている自転車で、その利用者が自転車から離れることによって直ちに移動することができない状態の自転車と条例で定められています。

したがって、乗り捨てられた自転車や、通勤・通学のために長時間置いてある自転車だけでなく、買い物等のわずかな時間であっても路上に置かれた自転車は放置自転車となります。

Q 邪魔にならない所に短時間置いてても撤去されるの?

A 「ちょっとだけ・・・」と1台置かれると、そこが自転車を置いてよい場所と誤って認識されてしまい、次々と放置自転車が増えてしまいます。最初の1台が邪魔でなくても、増えてしまえば大きな障害物です。

また、子どもや高齢者、身体が不自由な方が通行する際の危険は、放置された時間の長さに関係なく発生します。特に点字ブロックの周りに自転車があると、目の不自由な方が通行できません。

皆様が安全に通行するために、短時間の放置であっても撤去対象となります。

Q どうやって撤去するの?

A 市内17の駅周辺道路を自転車の放置禁止区域(2・3面参照)に指定して、撤去活動を行っています。

放置禁止区域にはオレンジ色の看板や路面シールを設置し、放置自転車防止指導員(平成30年度より「自転車駐車場誘導員」に名称変更)を配置して呼び掛けを行っています。撤去の前には「放置自転車移送通告書」を貼付し、一定の時間が経過した後に撤去します。撤去作業中には放送を流し、撤去していることをお知らせします(私有地内に放置されている自転車は、条例による撤去の対象にはなりません)。

《駐輪場改修工事にご協力をお願いします》

皆様に安心して施設をご利用いただけるよう、老朽化した駐輪場の改修工事を順次行っています。

工事の内容によっては、利用制限や代替駐輪場への移動等のご協力をお願いすることがあります。

ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。

※工事の詳細については各駐輪場にて随時ご案内します。

《駐輪場を経営してみませんか》

市では、放置自転車を防止するため、駅周辺で駐輪場用地の確保に努めていますが、十分に確保できていないのが実情です。

駅周辺に土地をお持ちで、駐輪場を経営していただける方を求めています。駐輪場の経営・補助制度についてのご質問、ご相談等はお気軽に交通政策課までお問い合わせください。

※お願い

駅によっては、駐輪場が不足しているところがあります。駅までの距離が徒歩圏内にお住まいの方は、徒歩での移動にご協力をお願いします。

Q チェーン錠等でガードレール等にくり付けてある場合は?

A 放置自転車の撤去活動は、通行の障害や危険をなくすために行っているため、やむを得ず切断する場合があります。

その際に切断したチェーン錠等の弁償は一切いたしません。

Q 撤去された自転車の返還方法は?

A 各駅周辺で撤去した自転車は、撤去した駅ごとに5ヶ所の自転車保管所で保管しています(表1)。保管している自転車は、毎週3回の返還日に保管所で返還します(表2)。

また、放置自転車の撤去や保管には、多額の費用(平成28年度で約9千万円)が必要となります。この費用の全てを市民の皆様のご負担の税金によって賄うことはできません。そのため、自転車を放置した利用者自身に、返還の際に移送保管料を負担していただいています。

自転車に住所・氏名が記載されている場合や、防犯登録番号の確認により所有者が判明した場合は、返還通知のハガキを郵便発送し、それ以外は、告示にて撤去したことをお知らせしています。

撤去した自転車は、撤去した日から2ヶ月間保管します。

**自転車は防犯登録を
してください**

**自転車が盗まれたら
警察へ盗難届を**

表1 自転車移送先一覧(自転車保管所)

保管所名称	保管所の住所	電話番号	撤去移送した駅
大橋	大橋181~2	392-4433	松戸駅東口・矢切駅・秋山駅
馬橋東	中根39-1	366-0883	松戸駅西口・北松戸駅
旭町	旭町1-105-1	349-4664	馬橋駅・新松戸駅・幸谷駅・北小金駅・小金城趾駅
河原塚	河原塚294	392-7074	上本郷駅・松戸新田駅・みのり台駅・八柱駅・常盤平駅・東松戸駅
六高台	六高台8-11	389-6020	五香駅・元山駅・六実駅・放置禁止区域外

※詳細は、表2の返還日時にお問い合わせください。

表2 返還案内

1. 返 還 日 時	火・木曜日 16時~20時 土曜日 10時~14時	(祝日、年末年始を除く)
2. 持参するもの	自転車・バイクの鍵、住所・氏名が確認できるもの、移送保管料(自転車3,000円、バイク6,000円)	
3. 保 管 期 間	移送日から2ヶ月	



移送通告書の貼付

放置自転車の移動